

高時川河川環境整備施設維持管理協定

この協定は、河川環境の整備と保全ならびに河川管理の適正化を図るため、高水敷の占用施設と一体的利用が図られることを目的として、河川管理者が整備した施設の維持管理について、河川管理者 滋賀県知事 國松善次を甲とし、湖北町長 丸岡一至を乙として、次の条項により管理協定を締結する。

(対象施設)

第1条 この協定の対象は、
東浅井郡 湖北町 速水地先の高時川右岸
(高水護岸) 375m
(低水護岸) 186m の施設(別紙図面赤色着色部)とする。

(管理区分)

第2条 対象施設の維持管理については乙が責任をもって行うものとする。ただし、治水上の機能を維持する上で甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、このかぎりでない。

(管理の費用)

第3条 第2条の規定による維持管理に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、このかぎりでない。

(管理の委託)

第4条 乙は、対象施設の維持管理を第三者に委託することができるものとする。ただし、対象施設において生じた河川管理上の障害については、前項の規定により維持管理を委託をした場合であっても、乙はその障害を除去するための責を負うものとする。

(施設の増改築)

第5条 乙は対象施設において、軽微な維持補修を除き、増改築を行う場合は別途河川法の許可を得るものとする。

(雑 則)

第6条 この協定に定めない事項、または疑義が生じた場合は、甲乙協議の上誠実に履行するものとする。

平成14年 6月 7日

甲：河川管理者
滋賀県知事 國松善次



乙：河川環境整備施設管理者
湖北町長 丸岡一至



